

唐財契第1653号

平成29年3月13日

各建設業者 様

唐津市長 峰 達 郎

[公 印 省 略]

唐津市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和について（通知）

このことについて、次のとおり現場代理人の常駐義務緩和を拡大することとしましたので、通知します。

1 現場代理人の兼任を認める要件について

次の要件をすべて満たす場合に限り、現場代理人の兼任を認めることとする。

ア 兼任できる工事は、現場代理人1人につき3件まで（工種不問）であること。ただし、近接工事は1件として取り扱う。

イ 唐津市（水道事業及びボートレース事業を含む。）発注工事であること。

ウ 工事の施工場所が唐津市内にあること。

エ 請負金額の合計額が、当初契約金額で4,000万円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）未満であること。ただし、次の工事は含まない。

(ア) 現場代理人が主任技術者を兼任する工事で主任技術者の専任を要するもの

(イ) 現場代理人が監理技術者を兼任する工事

オ 現場代理人は、原則として兼任する工事に対応する建設業法第26条第1項に規定する主任技術者の資格を有する者であること。

カ 現場代理人は、兼任する工事の監督員と常時連絡を取れる体制にあること。

2 佐賀県発注工事との現場代理人の兼任

佐賀県発注工事との現場代理人の兼任については、上記1の要件（イの要件を除く。）をすべて満たす場合に認める。この場合において、兼任できる工事の件数は、唐津市発注工事を含め3件で、その合計が当初契約金額で4,000万円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）未満までとする。

3 現場代理人を兼任する場合の手続き

- (1) 現場代理人を兼任する場合には、契約締結時に提出する現場代理人等届出書と同時に現場代理人兼任届出書（別紙1）を提出すること。
- (2) 兼任の都度、既発注工事の監督員に対し兼任の現場代理人となった旨を現場代理人兼任報告書（別紙2）により報告すること。

4 その他の留意事項

- (1) 提出された現場代理人等届出書又は現場代理人兼任届出書の記載内容に虚偽があった場合又は現場代理人を兼任することにより現場の体制に不備が生じた場合は、当該兼任の取消し、工事成績評定への反映、指名停止措置その他の必要な措置を行うこととする。
- (2) 現場代理人を兼任したことに伴う諸経費調整は行わない。ただし、近接工事の場合は、この限りでない。
- (3) 工事の内容により現場代理人の兼任を認めない場合は、その旨を公告、入札通知書又は見積依頼書において明記することとする。

5 適用日

この取扱いは、既に契約済みの工事を含み、平成29年3月13日以後に公告、入札通知又は見積依頼を行う工事に適用する。